

2019 April

4月

# MONTHLY REPORT

保証月報



沖縄県信用保証協会  
Okinawa Credit Guarantee Corporation

## 《 目 次 》

業務概況推移	1
--------	---

### 保証状況

(1) 業種別	2
---------	---

(2) 市町村別	3
----------	---

(3) 期間別	4
---------	---

(4) 金融機関別	4
-----------	---

(5) 資金使途別	4
-----------	---

(6) 保証金額別	5
-----------	---

(7) 協会保証制度別	5
-------------	---

(8) 県融資制度別	6
------------	---

(9) 市町村別小口資金制度別	6
-----------------	---

(10) 提携保証制度別	6
--------------	---

お知らせ	7
------	---

\*\*\* 月報をご覧くださいに当たってのご注意 \*\*\*

- ◎ 四捨五入の為に個々の金額の合計が合計の金額にならない場合や、構成比の合計が100.00%とならない事があります。

### 表紙の写真 「伊江島ゆり祭り」

毎年4月下旬から5月上旬にかけて伊江島のリリーフィールド公園にて開催される日本一早い「ゆり祭り」。広大な敷地には真っ白なテッポウユリや、世界のゆり100品種が咲き誇り、海や空の青とのコントラストが美しく、訪れる者を魅了します。

(写真提供：伊江村役場 商工観光課)

### 保証月報

令和元年5月発行

発行 沖縄県信用保証協会

# 業務概況推移

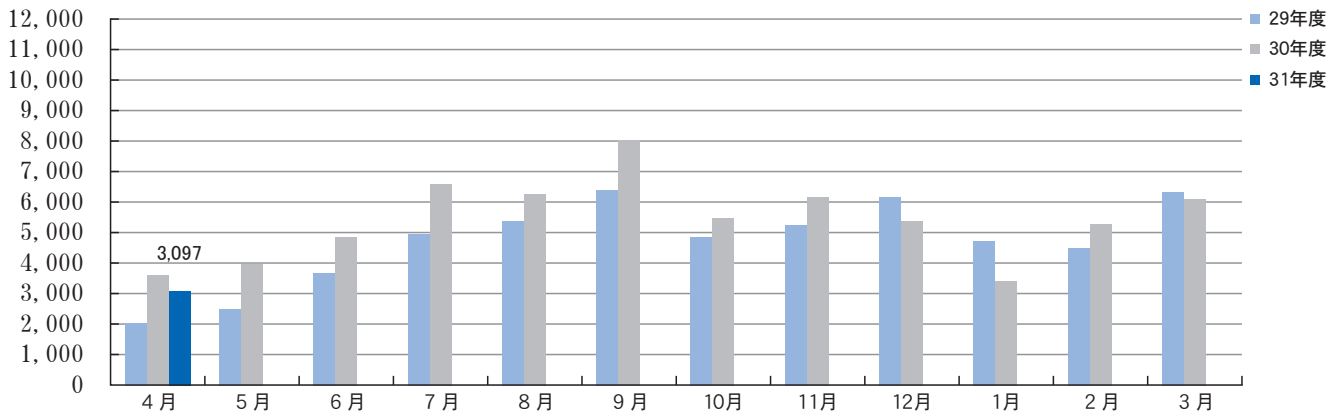
(平成31年4月)

(単位：千円、%)

項目	当月中				当期中			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	265	3,755,816	129.9	104.1	265	3,755,816	129.9	104.1
保証承諾	224	3,096,780	121.1	99.4	224	3,096,780	121.1	99.4
保証債務残高					10,392	117,448,488	98.2	102.5
代位弁済(元利)	29	297,806	103.6	127.5	29	297,806	103.6	127.5

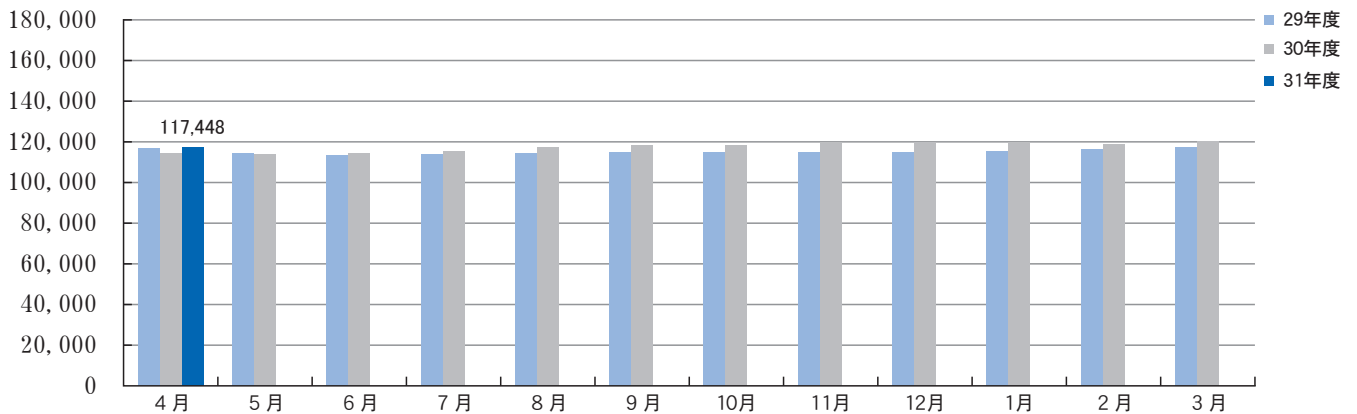
## 保証承諾

(単位：百万円)



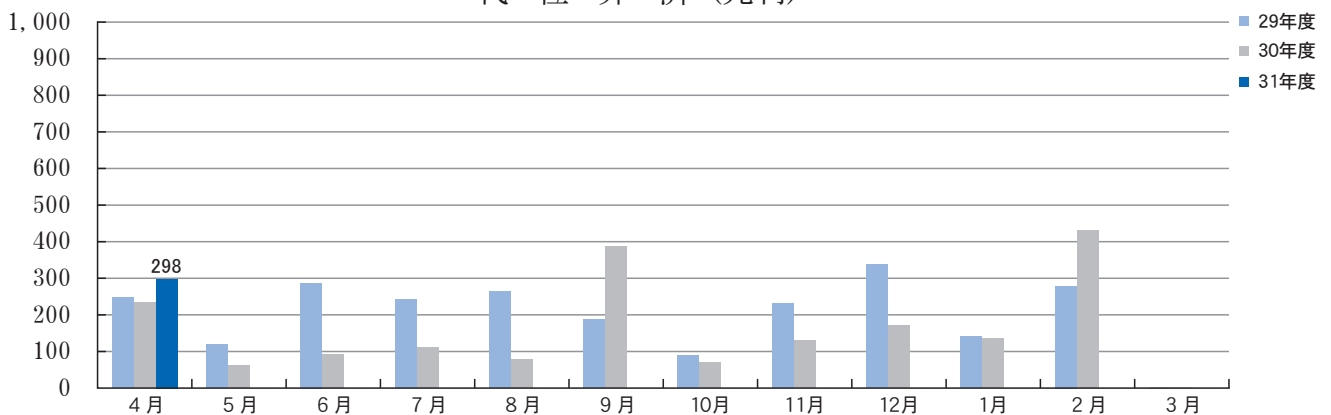
## 保証債務残高

(単位：百万円)



## 代位弁済(元利)

(単位：百万円)



# 保証状況

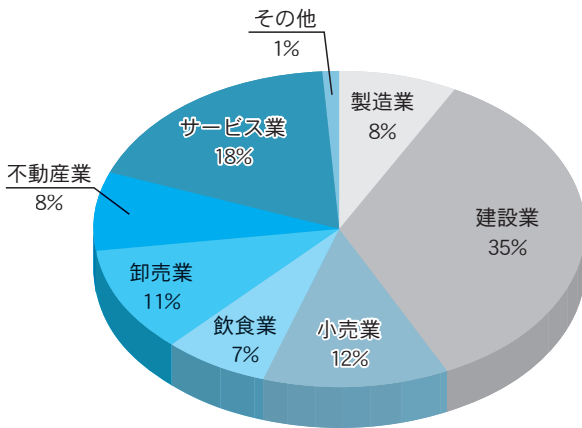
(平成31年4月)

(1)業種別

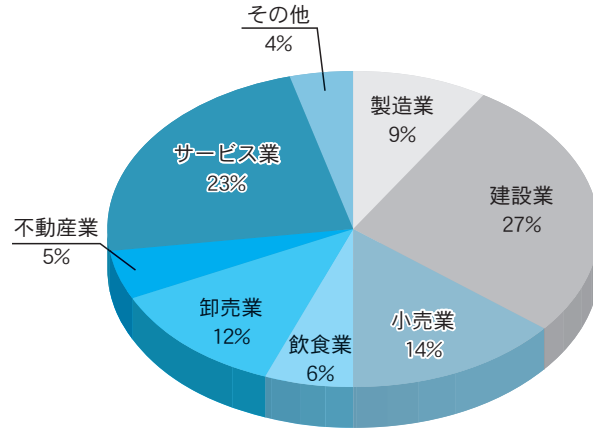
(単位：千円、%)

	保証承諾				保証債務残高		代位弁済(元利)			
	当月中		当期中		当月末		当月中		当期中	
		前期比		前期比		前期比		前期比		前期比
製造業	250,680	242.2	250,680	242.2	10,239,394	98.8	85,706	167.9	85,706	167.9
建設業	1,073,120	157.9	1,073,120	157.9	31,385,822	99.4	31,394	204.0	31,394	204.0
小売業	376,800	91.3	376,800	91.3	16,170,638	100.8	15,600	47.1	15,600	47.1
飲食業	205,050	101.1	205,050	101.1	7,607,925	102.1	29,122	57.0	29,122	57.0
卸売業	339,000	108.3	339,000	108.3	13,725,087	94.7	62,917	286.0	62,917	286.0
不動産業	247,800	48.9	247,800	48.9	6,273,037	122.9	0	0.0	0	0.0
サービス業	571,630	68.6	571,630	68.6	27,437,089	108.6	73,066	120.0	73,066	120.0
その他	32,700	51.5	32,700	51.5	4,609,496	108.6	0	0.0	0	0.0
合計	3,096,780	99.4	3,096,780	99.4	117,448,488	102.5	297,806	127.5	297,806	127.5

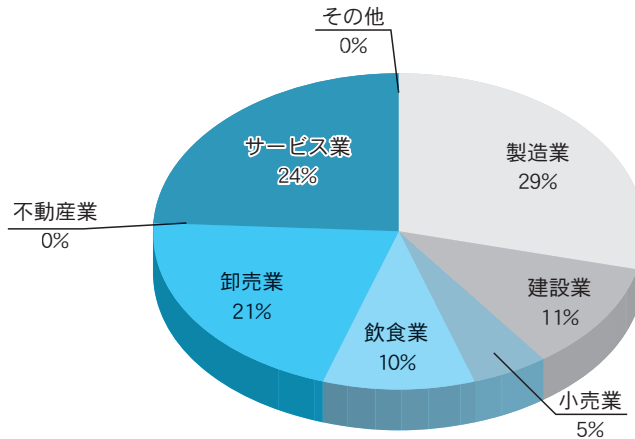
業種別保証承諾（当期中）



業種別保証債務残高



業種別代位弁済（当期中）





## (2)市町村別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
那覇市	70	932,570	70	932,570	97.2	30.1	2,916	33,202,531	105.8	28.3	6	39,269	33.4	13.2
宜野湾市	12	247,500	12	247,500	105.9	8.0	666	6,813,706	95.6	5.8	3	24,206	290.3	8.1
石垣市	8	71,200	8	71,200	142.4	2.3	494	5,062,600	98.4	4.3	4	13,943	652.2	4.7
浦添市	26	336,900	26	336,900	70.6	10.9	962	12,281,077	98.4	10.5	1	11,534	148.2	3.9
名護市	6	141,400	6	141,400	125.6	4.6	311	3,731,907	99.7	3.2	0	0	0.0	0.0
糸満市	5	64,500	5	64,500	53.6	2.1	357	3,874,347	94.9	3.3	5	115,766	0.0	38.9
沖繩市	14	279,600	14	279,600	79.4	9.0	847	9,836,992	106.9	8.4	4	45,318	79.4	15.2
豊見城市	10	166,240	10	166,240	395.8	5.4	476	5,349,520	101.0	4.6	0	0	0.0	0.0
うるま市	8	45,300	8	45,300	36.8	1.5	685	7,138,043	99.6	6.1	2	20,664	399.4	6.9
宮古島市	9	78,880	9	78,880	84.4	2.5	376	3,990,619	105.2	3.4	0	0	0.0	0.0
南城市	5	49,290	5	49,290	151.2	1.6	208	2,384,654	116.6	2.0	1	6,453	0.0	2.2
国頭郡 国頭村	0	0	0	0	0.0	0.0	14	122,917	130.3	0.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 大宜味村	2	15,000	2	15,000	0.0	0.5	37	394,762	86.6	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 東村	0	0	0	0	0.0	0.0	5	18,356	54.6	0.0	0	0	0.0	0.0
国頭郡 今帰仁村	0	0	0	0	0.0	0.0	55	875,968	121.0	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 本部町	1	47,000	1	47,000	470.0	1.5	123	1,294,245	101.0	1.1	0	0	0.0	0.0
国頭郡 恩納村	4	35,500	4	35,500	295.8	1.1	76	859,141	95.5	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 宜野座村	0	0	0	0	0.0	0.0	39	354,362	103.0	0.3	0	0	0.0	0.0
国頭郡 金武町	3	9,500	3	9,500	47.5	0.3	58	798,893	118.6	0.7	0	0	0.0	0.0
国頭郡 伊江村	0	0	0	0	0.0	0.0	22	235,397	93.6	0.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 読谷村	6	80,000	6	80,000	0.0	2.6	178	1,449,424	108.2	1.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 嘉手納町	0	0	0	0	0.0	0.0	49	615,512	99.9	0.5	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北谷町	7	104,300	7	104,300	86.6	3.4	262	3,366,679	107.3	2.9	0	0	0.0	0.0
中頭郡 北中城村	4	45,000	4	45,000	187.5	1.5	109	1,404,949	102.1	1.2	0	0	0.0	0.0
中頭郡 中城村	4	58,000	4	58,000	134.9	1.9	169	2,194,498	95.3	1.9	0	0	0.0	0.0
中頭郡 西原町	6	71,500	6	71,500	170.2	2.3	278	3,022,408	103.9	2.6	0	0	0.0	0.0
島尻郡 与那原町	4	63,000	4	63,000	109.6	2.0	123	1,380,427	100.7	1.2	1	4,650	0.0	1.6
島尻郡 南風原町	5	111,600	5	111,600	76.4	3.6	227	2,470,466	99.5	2.1	1	8,698	0.0	2.9
島尻郡 渡嘉敷村	0	0	0	0	0.0	0.0	7	55,387	69.3	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 座間味村	0	0	0	0	0.0	0.0	18	119,716	101.3	0.1	1	7,307	0.0	2.5
島尻郡 南大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	8	146,424	264.1	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 北大東村	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊平屋村	0	0	0	0	0.0	0.0	8	71,639	119.1	0.1	0	0	0.0	0.0
島尻郡 伊是名村	0	0	0	0	0.0	0.0	2	3,164	79.9	0.0	0	0	0.0	0.0
島尻郡 久米島町	1	16,000	1	16,000	0.0	0.5	60	758,603	109.9	0.6	0	0	0.0	0.0
島尻郡 八重瀬町	4	27,000	4	27,000	125.6	0.9	143	1,318,493	104.8	1.1	0	0	0.0	0.0
宮古郡 多良間村	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,950	52.0	0.0	0	0	0.0	0.0
八重山郡 竹富町	0	0	0	0	0.0	0.0	16	153,986	62.7	0.1	0	0	0.0	0.0
八重山郡 与那国町	0	0	0	0	0.0	0.0	6	290,673	100.7	0.2	0	0	0.0	0.0
県外	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,054	58.7	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	224	3,096,780	224	3,096,780	99.4	100.0	10,392	117,448,488	102.5	100.0	29	297,806	127.5	100.0

## (3)期間別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
3ヶ月以内	7	60,400	7	60,400	54.9	2.0	48	658,800	91.8	0.6	0	0	0.0	0.0
3ヶ月超6ヶ月以内	16	330,080	16	330,080	75.0	10.7	165	2,660,852	65.8	2.3	0	0	0.0	0.0
6ヶ月超1年以内	81	1,290,540	81	1,290,540	123.6	41.7	1,133	22,025,139	144.0	18.8	3	23,124	0.0	7.8
1年超2年以内	1	40,000	1	40,000	1,333.3	1.3	53	1,002,657	88.4	0.9	0	0	0.0	0.0
2年超3年以内	3	18,500	3	18,500	84.1	0.6	116	544,879	86.1	0.5	0	0	0.0	0.0
3年超4年以内	1	6,900	1	6,900	115.0	0.2	64	218,011	69.5	0.2	0	0	0.0	0.0
4年超5年以内	19	178,080	19	178,080	102.1	5.8	1,130	6,938,386	90.5	5.9	2	13,305	1,555.4	4.5
5年超7年以内	37	329,500	37	329,500	85.3	10.6	2,935	21,016,373	101.9	17.9	7	27,763	28.8	9.3
7年超10年以内	56	706,780	56	706,780	92.3	22.8	4,603	56,735,616	95.5	48.3	17	233,614	171.7	78.4
10年超	3	136,000	3	136,000	83.2	4.4	145	5,647,775	119.5	4.8	0	0	0.0	0.0
合 計	224	3,096,780	224	3,096,780	99.4	100.0	10,392	117,448,488	102.5	100.0	29	297,806	127.5	100.0
平均保証期間		45.98ヵ月		45.98ヵ月										

## (4)金融機関別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
みずほ銀行	0	0	0	0	0.0	0.0	83	2,502,747	98.1	2.1	0	0	0.0	0.0
三菱UFJ銀行	0	0	0	0	0.0	0.0	55	1,187,346	86.5	1.0	0	0	0.0	0.0
鹿児島銀行	3	46,000	3	46,000	80.7	1.5	104	1,378,977	205.4	1.2	0	0	0.0	0.0
琉球銀行	95	1,331,080	95	1,331,080	133.7	43.0	3,794	37,146,416	104.6	31.6	11	57,108	135.7	19.2
沖縄銀行	72	990,060	72	990,060	66.3	32.0	3,868	53,246,968	100.2	45.3	4	28,729	21.7	9.6
沖縄海邦銀行	50	685,640	50	685,640	140.6	22.1	1,939	17,286,559	104.6	14.7	10	181,940	468.5	61.1
信金中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	1,360	70.2	0.0	0	0	0.0	0.0
コザ信用金庫	4	44,000	4	44,000	55.6	1.4	447	3,469,433	107.9	3.0	4	30,029	173.0	10.1
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0.0	0.0	92	1,192,987	78.2	1.0	0	0	0.0	0.0
沖縄県農業協同組合	0	0	0	0	0.0	0.0	7	22,835	52.1	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄県信漁連	0	0	0	0	0.0	0.0	1	8,230	85.3	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	92.6	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	224	3,096,780	224	3,096,780	99.4	100.0	10,392	117,448,488	102.5	100.0	29	297,806	127.5	100.0

## (5)資金使途別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	157	2,391,820	157	2,391,820	102.8	77.2	6,662	86,182,350	101.9	73.4	13	107,527	93.1	36.1
設 備 資 金	15	213,680	15	213,680	86.7	6.9	1,074	9,213,062	103.8	7.8	3	83,116	0.0	27.9
運 転・設 備 資 金	52	491,280	52	491,280	90.5	15.9	2,656	22,053,075	104.6	18.8	13	107,163	90.8	36.0
合 計	224	3,096,780	224	3,096,780	99.4	100.0	10,392	117,448,488	102.5	100.0	29	297,806	127.5	100.0

## (6)保証金額別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
1,000千円以下	2	2,000	2	2,000	400.0	0.1	125	55,807	107.0	0.0	1	977	0.0	0.3
2,000千円以下	13	21,160	13	21,160	148.0	0.7	544	500,415	111.6	0.4	0	0	0.0	0.0
3,000千円以下	19	55,330	19	55,330	280.9	1.8	864	1,317,379	105.8	1.1	1	1,559	21.1	0.5
5,000千円以下	28	126,300	28	126,300	109.1	4.1	1,599	4,160,595	106.9	3.5	6	25,296	102.6	8.5
10,000千円以下	57	478,040	57	478,040	126.2	15.4	2,528	12,997,257	102.3	11.1	11	75,371	125.5	25.3
15,000千円以下	22	294,850	22	294,850	112.9	9.5	1,121	9,677,174	102.7	8.2	4	32,630	267.9	11.0
40,000千円以下	75	1,642,100	75	1,642,100	106.1	53.0	2,647	45,771,749	104.6	39.0	4	59,012	71.1	19.8
50,000千円以下	4	190,000	4	190,000	103.8	6.1	365	11,643,928	99.2	9.9	1	30,966	0.0	10.4
60,000千円以下	1	57,000	1	57,000	100.0	1.8	145	5,296,445	99.4	4.5	0	0	0.0	0.0
70,000千円以下	1	70,000	1	70,000	50.0	2.3	100	4,524,867	88.0	3.9	1	71,996	0.0	24.2
80,000千円以下	2	160,000	2	160,000	100.0	5.2	248	12,225,317	98.2	10.4	0	0	0.0	0.0
100,000千円以下	0	0	0	0	0.0	0.0	43	2,783,591	128.9	2.4	0	0	0.0	0.0
200,000千円以下	0	0	0	0	0.0	0.0	63	6,493,963	103.8	5.5	0	0	0.0	0.0
合 計	224	3,096,780	224	3,096,780	99.4	100.0	10,392	117,448,487	102.5	100.0	29	297,807	127.5	100.0
1件当たり保証金額		13,825		13,825										

## (7)協会保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中		当 期 中				当 月 末				当 期 中			
	件数	金 額	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
一 般	44	745,580	44	745,580	86.3	38.4	1,973	24,212,754	111.1	37.1	8	102,436	134.5	82.0
長期経営資金	0	0	0	0	0.0	0.0	2	12,975	66.5	0.0	0	0	0.0	0.0
小口零細	0	0	0	0	0.0	0.0	8	32,896	81.7	0.1	0	0	0.0	0.0
根 保 証	6	96,000	6	96,000	91.4	4.9	267	6,456,995	93.9	9.9	0	0	0.0	0.0
当座貸越	0	0	0	0	0.0	0.0	12	442,350	101.4	0.7	0	0	0.0	0.0
事業者カードローン	0	0	0	0	0.0	0.0	20	127,937	78.2	0.2	0	0	0.0	0.0
創業等関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	13	51,179	62.1	0.1	0	0	0.0	0.0
中小企業特定社債	0	0	0	0	0.0	0.0	33	2,121,920	114.9	3.2	0	0	0.0	0.0
流動資産担保融資	0	0	0	0	0.0	0.0	6	513,600	101.6	0.8	0	0	0.0	0.0
経営革新関連	0	0	0	0	0.0	0.0	4	100,572	170.5	0.2	0	0	0.0	0.0
経営安定関連	0	0	0	0	0.0	0.0	21	124,513	59.7	0.2	0	0	0.0	0.0
景気対応緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	1,013	3,794,748	55.4	5.8	1	7,307	745.7	5.9
金融環境変化	0	0	0	0	0.0	0.0	3	16,623	92.1	0.0	0	0	0.0	0.0
借 換	2	50,000	2	50,000	28.4	2.6	862	15,214,023	89.7	23.3	1	6,453	60.7	5.2
新 1 0 0 0	2	4,600	2	4,600	38.3	0.2	98	232,752	77.8	0.4	0	0	0.0	0.0
東日本大震災復興緊急	0	0	0	0	0.0	0.0	16	163,715	61.4	0.3	0	0	0.0	0.0
経営力強化	0	0	0	0	0.0	0.0	33	1,024,528	80.1	1.6	0	0	0.0	0.0
求償権消滅保証	0	0	0	0	0.0	0.0	2	36,483	87.8	0.1	0	0	0.0	0.0
改善サポート1	0	0	0	0	0.0	0.0	23	1,034,162	93.7	1.6	0	0	0.0	0.0
創業関連保証	16	108,550	16	108,550	200.6	5.6	285	1,472,103	240.7	2.3	1	8,698	131.0	7.0
再挑戦支援保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,344	83.4	0.0	0	0	0.0	0.0
おきなわ短期継続サポート保証	66	884,800	66	884,800	150.6	45.6	586	7,942,950	204.4	12.2	0	0	0.0	0.0
経営力向上関連保証	1	50,000	1	50,000	0.0	2.6	2	118,542	169.3	0.2	0	0	0.0	0.0
地域経済牽引事業関連保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	40,000	0.0	0.1	0	0	0.0	0.0
そ の 他	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,630	92.6	0.0	0	0	0.0	0.0
総 合 計	137	1,939,530	137	1,939,530	107.6	100.0	5,285	65,297,293	102.9	100.0	11	124,894	124.9	100.0

## (8)県融資制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
短期運転資金	7	95,140	7	95,140	47.7	12.0	175	2,100,122	102.8	6.7	3	23,124	0.0	15.0
経営振興資金	15	200,000	15	200,000	90.3	25.2	572	4,844,047	116.5	15.6	3	15,055	52.5	9.8
組織強化育成資金	0	0	0	0	0.0	0.0	14	86,826	83.4	0.3	0	0	0.0	0.0
小規模企業対策資金	4	43,000	4	43,000	72.5	5.4	445	1,765,664	118.6	5.7	1	977	9.5	0.6
創業者支援資金	12	64,830	12	64,830	160.1	8.2	363	1,622,765	196.8	5.2	1	4,650	73.8	3.0
ベンチャー支援資金	0	0	0	0	0.0	0.0	30	352,782	173.6	1.1	0	0	0.0	0.0
企業立地推進貸付	0	0	0	0	0.0	0.0	2	140,428	96.2	0.5	0	0	0.0	0.0
中小企業セーフティネット	0	0	0	0	0.0	0.0	85	459,773	105.3	1.5	1	4,514	0.0	2.9
中小企業再生支援資金	1	80,000	1	80,000	77.3	10.1	114	3,910,213	125.2	12.6	0	0	0.0	0.0
雇用創出促進資金	1	20,000	1	20,000	0.0	2.5	81	976,684	118.8	3.1	0	0	0.0	0.0
オキナワ型産業振興	0	0	0	0	0.0	0.0	4	107,992	610.8	0.3	0	0	0.0	0.0
小口零細企業資金	10	36,080	10	36,080	125.7	4.5	455	1,451,701	129.8	4.7	0	0	0.0	0.0
新事業分野進出資金	2	41,000	2	41,000	149.1	5.2	43	462,239	161.4	1.5	1	8,932	0.0	5.8
原油・原材料高騰対策	0	0	0	0	0.0	0.0	3	2,540	52.1	0.0	0	0	0.0	0.0
円滑化借換	15	214,900	15	214,900	138.6	27.0	1,070	12,852,500	107.9	41.3	6	96,698	874.8	62.8
【総合計】	67	794,950	67	794,950	91.9	100.0	3,456	31,136,275	116.7	100.0	16	153,950	234.1	100.0

## (9)市町村別小口資金制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
那覇市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	44	73,998	88.5	34.3	0	0	0.0	0.0
宜野湾市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	14	30,879	87.0	14.3	0	0	0.0	0.0
石垣市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	5	14,069	80.6	6.5	0	0	0.0	0.0
浦添市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	2,985	44.7	1.4	0	0	0.0	0.0
名護市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸満市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
沖縄市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	29	84,692	100.5	39.3	0	0	0.0	0.0
宮古島市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	3	8,492	78.5	3.9	0	0	0.0	0.0
豊見城市小口	0	0	0	0	0.0	0.0	1	645	60.6	0.3	0	0	0.0	0.0
総合計	0	0	0	0	0.0	0.0	99	215,760	90.1	100.0	0	0	0.0	0.0

## (10)提携保証制度別

(単位：千円、%)

区分 項目	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中		当期中				当月末				当期中			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
順風満帆	9	136,300	9	136,300	194.7	37.6	616	6,262,546	82.9	30.1	1	7,215	0.0	38.1
速マル	0	0	0	0	0.0	0.0	2	544	24.4	0.0	0	0	0.0	0.0
クイックマン	0	0	0	0	0.0	0.0	1	4,419	98.0	0.0	0	0	0.0	0.0
ステップアップ8000	4	137,000	4	137,000	38.5	37.8	663	12,163,696	86.6	58.5	1	11,747	19.2	61.9
即銭力7	5	32,000	5	32,000	200.0	8.8	175	752,610	90.1	3.6	0	0	0.0	0.0
沖銀TKC会員税理士	1	47,000	1	47,000	0.0	13.0	54	1,394,374	95.5	6.7	0	0	0.0	0.0
ベストパートナーII	1	10,000	1	10,000	0.0	2.8	40	218,828	78.9	1.1	0	0	0.0	0.0
商工中金協調融資保証	0	0	0	0	0.0	0.0	1	2,144	22.6	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	20	362,300	20	362,300	81.9	100.0	1,552	20,799,161	85.9	100.0	2	18,962	28.0	100.0

## 沖縄県融資制度 平成31年度の制度資金改正について

平成31年4月1日より沖縄県融資制度の改正があり、下記の項目において変更がありましたので周知いたします。

記

### (1) 金融機関金利の見直し

資金名	H30金利	H31金利	差	資金名	H30金利	H31金利	差		
短期運転資金	2.00	<b>2.05</b>	0.05	組織強化育成資金	1.30	<b>1.30</b>	0.00		
経営振興資金	2.10	<b>2.15</b>	0.05	雇用創出促進資金	1.50	<b>1.50</b>	0.00		
小規模企業 対策資金	一般	<b>1.80</b>	0.00	新事業分野進出資金	1.50	<b>1.50</b>	0.00		
	一般(商工会指導)※	<b>1.60</b>	0.00	ベンチャー支援資金	1.50	<b>1.50</b>	0.00		
	特別	<b>1.70</b>	0.00	産業振興資金	オキナワ型産業振興	1.50	<b>1.65</b>	0.15	
	特別(商工会指導)※	<b>1.50</b>	0.00		企業立地推進	1.55	<b>1.70</b>	0.15	
小口零細企業資金	1.70	<b>1.70</b>	0.00	中小企業 セーフティネット 資金	知事認定災害	0.90	<b>0.90</b>	0.00	
創業者・ 事業承継支援資金	創業者支援貸付	1.70	<b>1.70</b>		0.00	SN4号災害・危機関連	0.80	<b>0.80</b>	0.00
	事業承継支援貸付	-	<b>1.70</b>		-	上記以外	1.60	<b>1.60</b>	0.00
中小企業再生支援資金	所定金利	<b>所定金利</b>	-	資金繰り円滑化借換資金	2.35	<b>2.35</b>	0.00		

※小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利を適用

### (2) 中小企業セーフティネット資金の融資対象追加について

平成30年4月1日に中小企業信用保険法の改正により危機関連保証制度が創設された。大規模な経済危機や災害等が発生してからでは対応が困難であるため、平成31年度より中小企業セーフティネット資金の融資対象に危機関連保証の認定を受けた中小企業者を追加する。

### (3) 創業者支援資金の融資対象追加について

沖縄県では後継者不在の企業が多いことが問題となっており、その対策が求められていることから、創業者支援資金の融資対象に事業承継を行う中小企業を追加し、事業承継の促進に資する。

併せて、創業者支援資金の名称を創業者・事業承継支援資金へ変更する。

### (4) 雇用創出促進資金の融資対象追加について

現行の雇用創出促進資金は、従業員を新たに雇用する企業や、有期雇用の従業員を正規雇用に転換する中小企業者のみを融資対象としている。

昨今の県や国の働き方改革に関連した施策の実施に伴い、雇用の質の改善（時間外勤務等の削減や柔軟に働きやすい環境整備など）に取り組んでいる中小企業者を融資対象に追加し、県や国の取り組みを金融面から支援する。

## 中小企業相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、従来の創業・金融・経営相談等に加え、平成30年4月から「金融機関紹介」に関するご相談もお受けすることと致しましたので、お気軽にご利用下さい。

### ①金融機関紹介に関するご相談

ご相談の上、沖縄県信用保証協会から金融機関をご紹介致します。

### ②相談内容

- これから創業される方（創業相談）
- 金融機関から借入をお考えの方（金融相談）
- 経営の問題や課題を解決したい方（経営相談）



※紹介した金融機関における、融資を確約をするものではありません。  
※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合があります。

## 特別相談窓口のご案内

沖縄県信用保証協会では、平成31年3月1日（金）より「平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を設置致しました。お気軽にご相談下さい。

【設置日】：平成31年3月1日（金）

【窓口名】：平成31年4月27日から5月6日までの  
10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口

※ご相談内容によっては、お客様のご希望に添えない場合もございます。

【相談時間】 9：00～17：00（但し、平日のみ）

【問い合わせ先】 業務部 保証第一・二課 TEL098-863-5300

経営支援部 経営支援課 TEL098-863-5310

創業支援課 TEL098-863-5303



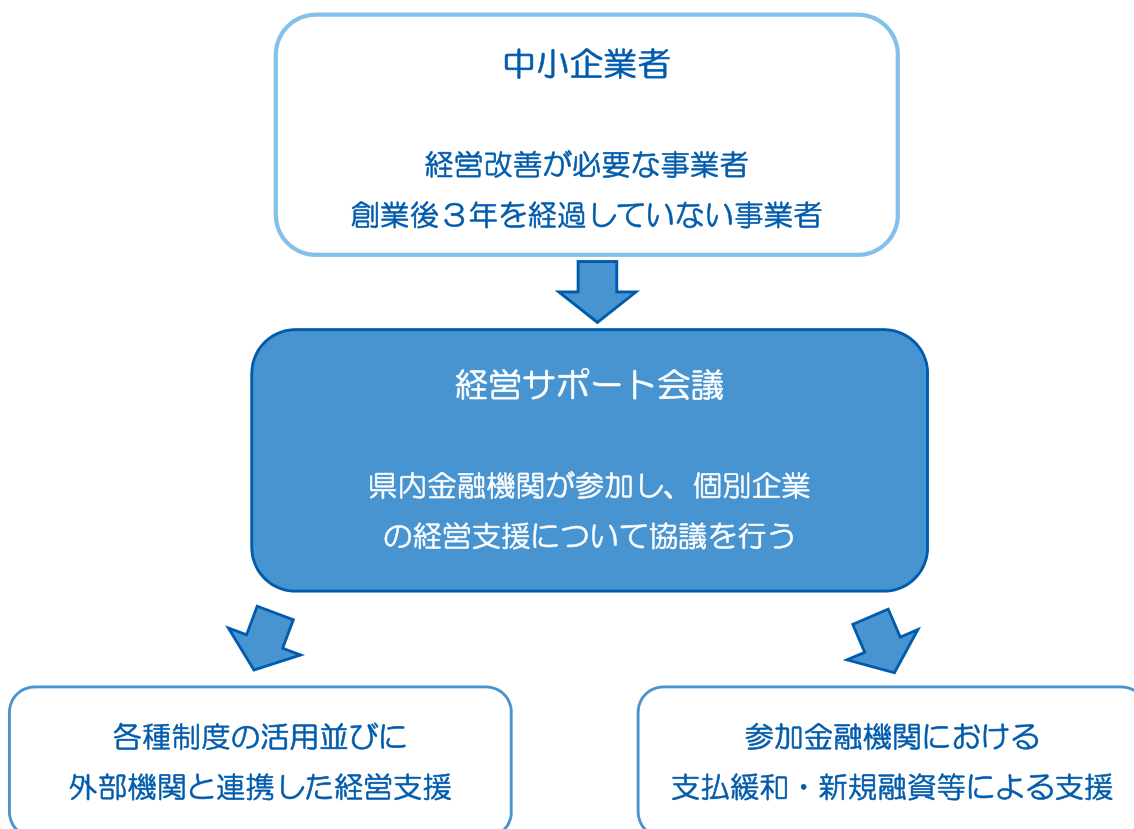
## 経営サポート会議を開催します

「おきなわ中小企業経営支援連携会議」の中小企業支援の一環として「おきなわ経営サポート会議」を中小企業の皆様のご要望により開催しております。

### 【会議の目的】

関係金融機関が一堂に会すことにより、スピーディーで効果的な経営支援を行うことを目的としています。

### 【経営サポート会議の流れ】



お問合せ先

おきなわ経営サポート会議事務局  
経営支援課 TEL：098-863-5310

## 「おきなわ短期継続サポート保証」新規申込受付再延長のご案内

2017年12月1日より始めました「おきなわ短期継続サポート保証」につきましては、新規申込受付が好調なことから新規申込受付期間を2019年3月29日から2019年9月30日まで再延長致します。

沖縄県信用保証協会は中小企業者の成長戦略をサポートします！

# おきなわ短期継続サポート保証

### 制度の特徴

5年間の  
継続的な  
短期借入

最大保証  
限度額  
2,000万円

第三者の  
保証人は  
原則不要

初回更新以降、最長5年間分割返済無し、擬似資本的な資本調達が可能です。



©光プロダクション

利用対象	<p>次のすべての要件を満たす保証対象の中小企業者等であって、今後とも金融機関が支援育成していきたい先で償還能力があると認められる者。</p> <p>(1) 1期以上の決算（確定申告）を行っている者。</p> <p>(2) 〈法人の場合〉直近決算において経常利益を計上している者。 〈個人の場合〉直近の確定申告における申告所得額が200万円以上の者。</p>
保証限度額	100万以上2,000万円以内 但し、直近決算における平均月商の2倍以内。
資金使途	運転資金（既存の保証付融資の借換資金を含む。）
保証期間	12か月以内 但し、初回申込時においては、終期は確定決算の申告期限から概ね2ヶ月以内とし、以降更新時においては、原則として12か月とする。
その他条件	<p>※本保証の期限が到来した際には、新規保証で継続更新を認め、新規貸付分で既存貸付を決済するものとする。</p> <p>1申込人につき1口迄の利用とし、複数件数の利用は不可とする。 但し、既存の短期継続サポート保証借換を行う場合やその残高が全部償還となった場合等は再利用可能。借換の場合の保証限度額は既存の短期継続サポート保証の残高を含む。</p>

沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一課、保証第二課  
TEL. 098-863-5300 FAX. 098-868-7320

## 「住宅宿泊事業（民泊事業）」に係る保証取り扱いについて

平成30年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されたことに伴い「住宅宿泊事業（民泊事業）」の保証取り扱いについて一部変更がありましたので、お知らせします。

### ・許認可（届出）

これまで住宅宿泊事業であっても旅館業法に基づく許可が必要でしたが、今後は住宅宿泊事業では住宅宿泊事業法に基づく都道府県知事（保健所を設置する市、特別区の長）への届出の確認が必要になります。

### ・許認可（届出）の確認方法

以下①～④のいずれの方法でも可

① 当該所在地に赴き標識（住宅宿泊事業法第13条に規定に基づくもの）を確認し、届出番号、届出年月日を保証依頼書等に記載し信用保証協会に提出する。

※住宅宿泊事業法の標識は3種類あります。

ア. 住宅居住型（第4号様式）

イ. 住宅不在型（第5号様式）

ウ. 住宅不在型（第6号様式）

② 当該所在地に赴き標識を写真撮影し、画像データ又はそれをプリントアウトしたものを信用保証協会に提出する。

③ 当該事業の届出を受理した自治体より、申請人に送付された当該事業に係る届出番号、届出年月日が記載された書面の写しを信用保証協会に提出する。

④ 当該事業の届出を受理した自治体に、電話等での問い合わせやホームページの閲覧により当該事業に係る届出番号、届出年月日を確認する。

### ・対象資金

#### （1）住宅宿泊事業のみ行う場合

##### ①家主居住型の場合



2 F（住宅 → 民泊に使用）

1 F（住宅）

#### 設備資金

- ・ 2 F 部分 …… 所要資金×年間営業日数（※）／365（以下「営業日数相当額」という。）を限度として対象
- ・ 1 F 部分 …… 対象外（住宅部分に係る資金のため）
- ・ 共用部分及び2 F 部分の改造等に伴う1 F 部分の改造等  
…… 営業日数相当額を限度として対象

運転資金 …… 全額対象

②家主不在型の場合

	2 F (住宅 → 民泊に使用)
	1 F (住宅 → 民泊に使用)

**設備資金** … 営業日数相当額を限度として対象  
**運転資金** … 全額対象

※住宅宿泊事業法第2条第3項に定める年間提供日数の上限である180日（条例において当該日数が制限されている場合にあっては、その上限日数）。

(2) 特定事業に係る事業用不動産を使用して住宅宿泊事業を営む場合

- ①特定事業が「貸家業」でアパート等の一部を住宅宿泊事業に使用する場合
- ②特定事業の福利厚生施設（社宅・寮・保養所等）の一部を住宅宿泊事業に使用する場合

	3 F (賃貸 → 民泊に使用)
	2 F (賃貸)
	1 F (賃貸)

設備資金、運転資金共に全額対象

③店舗併用住宅のうち住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合

	3 F (住宅 → 民泊に使用)
	2 F (住宅)
	1 F (店舗)

**設備資金**

- ・ 3 F 部分 … 営業日数相当額を限度として対象
- ・ 2 F 部分 … 対象外
- ・ 1 F 部分 … 全額対象
- ・ 共用部分並びに 1 F 部分の改造等に伴う 2 F 及び 3 F 部分の改造等 … 全額対象

**運転資金** … 全額対象

(注) アパート1棟のうち居住のために使用している一室を住宅宿泊事業に使用する場合は、「③店舗併用住宅」として取り扱う。



### 保証協会団信の変更についてのお知らせ



① 2019年4月1日(加入申込日・告知日現在)より、対象年齢が引き上げられます。

項目	変更前	変更後
加入年齢	満20歳以上 満66歳未満	満20歳以上 満 <b>71</b> 歳未満
継続期間	満70歳となった日の属する 弁済責任期間の末日まで	満 <b>75</b> 歳となった日の属する 弁済責任期間の末日まで

② 取扱手数料(新規加入1件につき 5,000 円)の引き上げ期間が延長されます。

取扱手数料の引き上げ期間	
変更前	変更後
2019年2月融資実行分まで	2020年2月融資実行分まで

※(2014年10月に、新規加入1件につき 1,000 円から引き上げられました。)

③ 2019年4月1日(加入申込日・告知日現在)より、申込書兼告知書の様式が改訂されます。なお、現様式は使用できなくなり、新様式へ切り替えが必要です。

申込書兼告知書の利用	
現様式	新様式
2019年3月末(告知日)まで	2020年 <b>4</b> 月(告知日)以降

【請求先】 日本生命 公務第二部 FAX:03-5511-3016

【請求方法】

送付依頼書を FAX 送信(保証協会団信「申込書兼告知書」の綴りの裏表紙にあります。)

上記の送付依頼書が無い場合は、日本生命 公務第二部 TEL:03-5533-5677 までお電話下さい。(送付依頼書を FAX 送信いたします。)

【その他問い合わせ先】

沖縄県信用保証協会 業務部 保証事務課

TEL:098-863-5076 FAX:098-863-5308

## 「儲かる中小企業 人手不足に負けない 111のポイント」

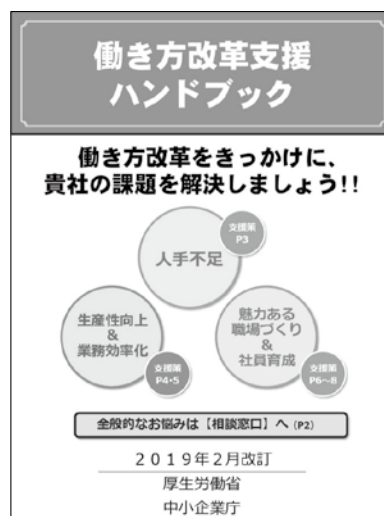
中小企業庁より、2018年の中小企業白書・小規模企業白書で紹介した事例をまとめたコンパクトな書籍が発刊されました。是非、ご活用下さい。

参考 <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/1900207jirei.html>



## 働き方改革支援ハンドブック（2019年2月改訂版）

厚生労働省および中小企業庁から、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関連する法律」が平成31年4月から順次本格的に施行等を踏まえ、「働き方改革支援ハンドブック」の内容が充実・更新されましたのでお知らせいたします。



【参考】  
厚生労働省ホームページ

「『働き方改革』の実現にむけて」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

ミラサポ「働き方改革への取り組み」  
<https://www.mirasapo.jp/workstyle/index.html>





## 沖縄県融資制度説明会

平成31年4月10日～24日に沖縄県内各地にて沖縄県融資制度説明会が開催され、説明会の中で当協会職員が信用保証制度の概要について説明しました。当協会は本年度も沖縄県中小企業支援課及び関係機関と連携し、沖縄県融資制度を推進してまいります。中小企業者等の様々なニーズに対応した各種制度をぜひご活用ください。

関係機関の皆様におかれましては、説明会へのご参加ありがとうございました。

### ～説明会風景～

<p>①北部地区</p> 	<p>②浦添地区</p> 
<p>③中部地区</p> 	<p>④那覇地区</p> 
<p>⑤宮古地区</p> 	<p>⑥八重山地区</p> 

※開催した順に掲載しています。

## 事業主の皆さまへ 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。詳しい内容は、厚生労働省より働き方改革関連法のポイントを記載したリーフレット（「働き方」が変わります！！）をご参照下さい。

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

## 相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律  
こころ

<b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 
<b>都道府県労働局</b> 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題  
解決の  
支援

<b>働き方改革 推進支援センター</b>	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a> 
<b>産業保健総合支援センター</b>	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</a> 
<b>よろず支援拠点</b>	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a> 
<b>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</b>	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a> ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cin.or.jp/ccilist">https://www5.cin.or.jp/ccilist</a> ▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a>   
<b>ハローワーク</b>	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a> 
<b>医療勤務環境改善支援センター</b>	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ <a href="https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/">https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/</a> 

その他

その他の相談窓口	
----------	--



## 「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

### 1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

#### イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

信用保証協会では、下記①、②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

① 取扱金融機関が、信用保証の付かない融資\*について、経営者保証を不要としており、担保による保全も図られていない部分がある。 ※既存の融資か、同時に実行する融資かは問わない。

② 直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。

また、その他の経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ) に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

## 2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含まないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当信用保証協会までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

沖縄県信用保証協会 業務部

T E L .098-863-5300 F A X .098-868-7320 E-mail [sinsa@okinawa-cgc.or.jp](mailto:sinsa@okinawa-cgc.or.jp)

沖縄県信用保証協会 経営支援部

T E L .098-863-5310 F A X .098-868-5316 E-mail [keieishien@okinawa-cgc.or.jp](mailto:keieishien@okinawa-cgc.or.jp)

沖縄県信用保証協会 管理部

T E L .098-863-5301 F A X .098-863-5307 E-mail [kanri@okinawa-cgc.or.jp](mailto:kanri@okinawa-cgc.or.jp)



# 沖縄県信用保証協会 組織体制

平成31年4月1日

組 織 体 制						
		主な業務	担当地域	TEL	FAX	
本 所	監査室	内部監査等		098-863-5302	098-863-6805	
	総務部	総務課	総務、経理、人事		098-863-5302	098-863-6805
		企画情報課	統計、広報、収支予算、電算処理		098-863-5077	098-893-6809
	業務部	保証第一課	個別金融相談及び保証審査、保証推進 保証審査業務に関する統括業務	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、 宮古島市、石垣市、島尻郡(伊平屋村、 伊是名村を除く)宮古郡、八重山郡、 県外	098-863-5300	098-868-7320
		保証第二課	個別金融相談及び保証審査、保証推進	浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、 名護市、中頭郡、国頭郡、 島尻郡(伊平屋村、伊是名村のみ)	098-863-5300	098-868-7320
		保証事務課	保証申込受付、条件変更受付 保証書発行、保証料事務、貸付実行 完済処理	全域	098-863-5076	098-863-5308
	経営支援部	経営支援課	経営支援、再生支援 保証後のモニタリング 創業、再生に関する個別金融相談及び 保証審査、条件変更、期中支援	全域	098-863-5310	098-863-5316
		創業支援課	創業支援、保証後のモニタリング 創業に関する個別金融相談及び 保証審査	全域	098-863-5303	098-863-5316
	管理部	代位弁済課	代位弁済事務(代位弁済協議回答後) 信用保険事務 損失補償金請求及び受領(地公体、 連合会)、責任共有負担金受領 金融機関提携保証事務補助金請求 及び受領	全域	098-863-5301	098-863-5307
		管理課	求償権の保全、回収	全域	098-863-5301	098-863-5307
中部分室		保証申込受理、金融相談	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、 北谷町、金武町、恩納村、宜野座村、 読谷村、中城村、北中城村	098-933-6091	098-933-6871	
北部連絡所			名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、伊是名村、伊平屋村、伊江村	0980-52-0009	0980-52-0020	
宮古連絡所			宮古島市、多良間村	0980-72-7206	0980-72-3314	
八重山連絡所			石垣市、竹富町、与那国町	0980-82-1854	0980-82-0429	



本 所 那覇市前島3丁目1番20号

【総務部】 総務課 TEL(098)863-5302 FAX(098)863-6805  
企画情報課 TEL(098)863-5077 FAX(098)863-6809

【管理部】 代位弁済課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307  
管理課 TEL(098)863-5301 FAX(098)863-5307

【経営支援部】 経営支援課 TEL(098)863-5310 FAX(098)863-5316  
創業支援課 TEL(098)863-5303 FAX(098)863-5316

【業務部】 保証事務課 TEL(098)863-5076 FAX(098)863-5308  
保証第一課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320  
保証第二課 TEL(098)863-5300 FAX(098)868-7320

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号(メゾン桃山1階) TEL(098)933-6091  
北部連絡所 名護市大中1丁目19番24号(名護市産業支援センター内2階) TEL 0980(52)-0009  
宮古連絡所 宮古島市平良字下里1022番地6(砂川アパート1階) TEL 09807(2)-7206  
八重山連絡所 石垣市浜崎町1丁目1番の4 TEL 09808(2)-1854

当協会ホームページアドレス <https://www.okinawa-cgc.or.jp/>